

## 令和2年中に得た所得を 2月16日(火)～3月15日(月)の期間に申告してください



問合せ 下記参照

- 市民税・県民税の申告書は、下記の受付会場まで直接お持ちいただくか、税務課まで郵送してください(新型コロナウイルス感染症予防のため郵送での申告を推奨)。
- なお、所得税の確定申告書を提出される方は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。
- 会場で申告する際に必要なもの**
- ◇申告書(自宅に送付されなかった場合は、税務課及び各行政局住民福祉課に用意しています。)
  - ◇印鑑(認印)
  - ◇給与所得の方は、源泉徴収票(ない場合は、給与明細など収入の内容が分かるもの)
  - ◇生命保険料・地震保険料の控除証明書(保険会社から発行された証明書)
  - ◇医療費控除の明細書
  - ◇社会保険料の確認書・領収書等(国民年金は日本年金機構が発行した証明書等)
  - ◇配偶者特別控除を受けようとする方は、配偶者の収入が分かるもの
  - ◇営業等の事業所得や不動産所得の申告をする方は、収入・経費の明細書
  - ◇マイナンバー(個人番号)と

## 償却資産の申告について



問合せ 税務課 資産税係 (☎0739-26-9921)

### ■償却資産とは(種類ごとの例示)

資産の種類	主な償却資産の内容
構築物	駐車場の舗装、門や塀等の外構工事、看板や広告塔等の広告設備、煙突、庭園、簡易建物等
機械及び装置	各種製造設備、起重機、印刷設備、ガソリン販売設備、ブルドーザーなどの自走式作業用機械設備等、建物付属設備のうち受変電設備、太陽光発電設備等
船舶	釣り船、貨物船、ボート等
航空機	飛行機、ヘリコプター等
車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、運搬具等(自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車やトラック等は除く。)
工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、冷暖房用器具、計算機、事務機、事務椅子、陳列ケース、自動販売機、医療機器、娯楽器具、その他業務用の器具備品等

11月中旬に償却資産(固定資産税)申告の案内を郵送していますが、対象資産をお持ちの方で案内が届いていない方はご連絡ください。

■**申告いただく方**

1月1日現在で、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業用に供することができる資産(土地・家屋を除く。)を所有している場合は、償却資産が所在する市町村に償却資産の申告をしなければなりません。

申告方法は、申告書による申告又は電子申告(エルタックス)となります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等に対し、下記の制度がありますので、該当する中小事業者等は併せて申告をお願いいたします。

■**申告に必要な書類**

- ◇償却資産申告書・種類別明細書(窓口にもあります。)
- ◇マイナンバー(個人番号)と本人確認できる書類
- ※法人番号確認には本人確認の手続等はありません。
- ◇印鑑(認印)
- ◇代理で申告される場合は、代理人の本人確認書類と委任状等

2月1日(月)までに、税務課資産税係(本庁舎2階)又は各行政局住民福祉課(15ページ参照)へ必要書類を添付の上、申告してください。

### 償却資産の申告をお忘れなく

影響により事業収入が減少している中小事業者等に対し、下記の制度がありますので、該当する中小事業者等は併せて申告をお願いいたします。

■**申告に必要な書類**

- ◇償却資産申告書・種類別明細書(窓口にもあります。)
- ◇マイナンバー(個人番号)と本人確認できる書類
- ※法人番号確認には本人確認の手続等はありません。
- ◇印鑑(認印)
- ◇代理で申告される場合は、代理人の本人確認書類と委任状等

2月1日(月)までに、税務課資産税係(本庁舎2階)又は各行政局住民福祉課(15ページ参照)へ必要書類を添付の上、申告してください。

### ■マイナンバー(個人番号)と本人確認ができる書類

番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)がある場合	マイナンバーカード(表面)
マイナンバーカード(個人番号カード)がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■顔写真付のもの(下記のうち1点) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇運転免許証</li> <li>◇パスポート等</li> </ul> </li> <li>■顔写真付でないものは下記のうち2点 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇公的医療保険の被保険者証、年金手帳、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書等</li> </ul> </li> </ul>

※代理で申告される場合は、納税義務者本人のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類(写しでも可)・代理人の本人確認書類・委任状が必要となります。

### ■申告書の受付

受付日	時間	会場
2月16日(火)～3月15日(月)(平日のみ)	9時～16時	◇市役所別館(旧職業訓練センター)3階「大会議室」 ◇各行政局 住民福祉課 住民係
2月20日(土)	9時～15時	税務課 市民税係
	9時～12時	JA 紀南 旧近野支所
	13時30分～16時	中辺路行政局
2月21日(日)	9時～15時	本宮行政局
2月27日(土)	9時～12時	大塔行政局
	9時～12時	富里連絡所
3月7日(日)	14時～15時30分	三川連絡所
	9時～12時 13時～16時	龍神行政局

本人確認ができる書類

■**利用者識別番号の事前取得をお願いいたします**

下記の受付会場で確定申告をする場合(株式や不動産の譲渡所得等の分離課税の所得の申告等を除く)、国税庁が発行する「利用者識別番号」の取得が必要です。なお、ご自身での取得が困難な場合は、市役所別館3階の受付会場のみ、当日取得ができますので、お申し出ください。

詳細は、国税庁ホームページ

(利用者識別番号取得ページ)をご参照ください。

■**申告書を郵送する際の注意事項**

- ◇収入の内容が分かるもの(源泉徴収票等)を同封していますか? 収入の内容を裏面に記入していますか?
- ◇生命保険料・地震保険料の控除証明書や国民年金の証明書・医療費の明細書は同封していますか? (同封していないと控除が受けられません。)
- ◇電話番号を記入していますか? (申告書に不備があったときのために、連絡先を記入して

ください。)

◇マイナンバー(個人番号)の確認ができる書類・本人確認ができる書類の写しは同封していますか?

☎0739(26)9920 新屋敷町1-646-8545

◇各行政局 住民福祉課 15ページ参照

◇国税庁ホームページ  
https://kaishi.e-tax.nta.go.jp/SU\_APP/Ink/kaishiShinKojin

### 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の軽減が受けられる制度です。

■**新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等**

■**対象資産** 事業用家屋及び設備等の償却資産(土地は対象外)

■**軽減率**

令和2年2月～10月の任意の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

■**特例適用期間** 令和3年度の課税分に限り、令和3年1月1日(月)～2月1日(月)に、税務課資産税係(本庁舎2階)又は各行政局住民福祉課へ必要書類を添付の上、申告してください。

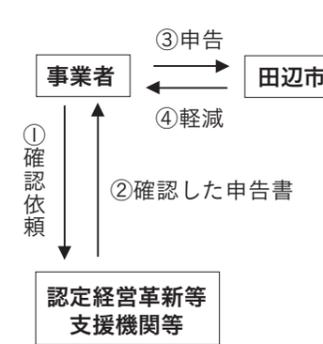
※軽減措置を受けるためには、事前に認定経営革新等支援機関等(税理士・商工会議所・商会・金融機関等)の確認が必要です。

※償却資産の軽減措置を申告される場合、国税申告により減価償却資産の申告をされていても、田辺市へも事業用資産として償却資産の申告が必要となります。なお、償却資産が未申告であった場合は、地方税法の規定により過年度分の申告をお願いすることになります。

■**必ず提出が必要な書類**

- ◇軽減の申告書
- ※認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの
- ◇認定経営革新等支援機関等に提出した書類
- ※収入減を証する書類、会計帳簿や青色申告決算書など
- ◇軽減対象家屋の事業用割合を示す書類

### ■手続のイメージ



※青色申告決算書や家屋平面図など

■**特例適用期間** 令和3年度の課税分に限り、令和3年1月1日(月)～2月1日(月)に、税務課資産税係(本庁舎2階)又は各行政局住民福祉課へ必要書類を添付の上、申告してください。

※軽減措置を受けるためには、事前に認定経営革新等支援機関等(税理士・商工会議所・商会・金融機関等)の確認が必要です。

※償却資産の軽減措置を申告される場合、国税申告により減価償却資産の申告をされていても、田辺市へも事業用資産として償却資産の申告が必要となります。なお、償却資産が未申告であった場合は、地方税法の規定により過年度分の申告をお願いすることになります。

## 田辺市雇用維持支援補助金及び奨励金の申請受付の期限を3月12日(金)まで延長します

問合せ 商工振興課 (☎ 0739-26-9970)



田辺市雇用維持支援補助金及び奨励金の申請受付の期限を令和3年3月12日(金)まで延長します。※令和2年4月1日～12月31日の休業等が対象となります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の雇用調整助成金等を活用し、市内の労働者の雇用維持・安定に取り組んでいる事業主の方は是非ご活用ください。

国の雇用調整助成金に関する情報は、厚生労働省ホームページを「確認」してください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/page107.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page107.html)

▼QRコード



	田辺市雇用維持支援補助金	田辺市雇用維持奨励金
交付要件	◇国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主 ※国の雇用調整助成金等の助成率が10分の10である場合を除く。 ◇市内に事業所を有する個人事業主又は法人 ◇市区町村税を完納していること	◇国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主 ◇市内に事業所を有する個人事業主又は法人 ◇市区町村税を完納していること ◇国の雇用調整助成金等の助成率が10分の10であること ◇労働者に支払う休業手当等の支払率が100%であること
交付金額	国の雇用調整助成金等の算定根拠となった基準賃金額の10分の1以内(上限1,500円) × 対象労働者(田辺市民)の月間休業等の延べ日数 ※国の助成金額単価と市の補助金額単価の合計上限額15,000円	国の雇用調整助成金の支給決定額のうち休業した市内事業所に係る額 × 10分の1 ※千円未満切り捨て
交付上限額	30万円	20万円



※3月12日(金)までに、申請書等を左記へ郵送又は直接提出してください。申請書及び申請要領は、左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。  
 商工振興課(本庁舎別館3階)  
 〒646-8545  
 新屋敷町1  
 ☎0739(26)9970  
 ☎0739(22)9898  
 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/koyojishoreikin.html>

## 第25回市民駅伝大会・第38回子どもクラブ駅伝大会の参加者を募集します

問合せ 下記参照



今年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため無観客での開催です。その他、感染症対策について詳しくは、ホームページをご覧ください。  
 ①1月31日(日)(雨天中止)  
 ■受付 7時30分～8時  
 場田辺スポーツパーク  
 ■参加種目  
 ①市民駅伝  
 ◇一般男子の部、中学生男子の部 全5区  
 ◇一般女子の部、中学生女子の部 全4区  
 ※中学生男子の部、中学生女子の部の申込みは学校単位。  
 ◇地域の部 全5区  
 ※市内20公民館区を単位としたチーム編成。男女混成チーム可。  
 ◇あひるの部 全5区  
 ※大会当日の5名の満年齢が22歳以上。男女混成チーム可。  
 ②子どもクラブ駅伝  
 男子の部・女子の部 全5区  
 ③市内に在住又は勤務している方、市内中学生(高校生は出場不可)  
 ④田辺市子どもクラブ育成協議会の会員の方  
 ⑤1月15日(金)「必着」まで

に、所定の参加申込書に必要事項を記入の上、左記の各担当へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAX・Eメールでお申し込みください。参加申込みに必要な書類一式・コース図は、各担当課の窓口で配布しているほか、ホームページからも取得できます。  
 ⑥市民駅伝  
 スポーツ振興課 市民スポーツ係(田辺スポーツパーク管理事務所内)  
 〒646-0061  
 上の山一丁目23-1-1  
 ☎0739(25)2531  
 ☎0739(25)0387  
 □ [sports@city.tanabe.lg.jp](mailto:sports@city.tanabe.lg.jp)  
 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/sports/index.html>  
 ◇子どもクラブ駅伝  
 生涯学習課生涯学習推進係(市民総合センター3階)  
 〒646-0028  
 高雄一丁目23-1  
 ☎0739(26)4908  
 ☎0739(25)6029  
 □ [shougai@city.tanabe.lg.jp](mailto:shougai@city.tanabe.lg.jp)

## 田辺市社会教育委員を募集します

問合せ 生涯学習課 生涯学習推進係 (☎ 0739-26-4908)



市の社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、意見を述べていただくこと、また、そのために必要な研究調査を行う田辺市社会教育委員を募集します。

市に住民票のある満20歳以上(令和3年4月1日現在)の方で、国及び地方公共団体の議員又は職員でない方  
 ◇年間6回の定例会の他、年数回の臨時会議に出席できる方  
 ①2名以内(選考委員会を設けて選考)  
 ■任期 令和3年4月1日～(2か年)  
 ②1月29日(金)17時「必着」までに、応募用紙に必要事項と応募理由・動機(400字程度)を記入の上、下記へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX・Eメール



ルで提出してください。応募用紙は、左記又は各地区公民館、各教育事務所の窓口にて備えているほか、ホームページからも取得できます。  
 ■その他 選任された場合、市の非常勤特別職となります(報酬あり)。  
 ③生涯学習課生涯学習推進係(市民総合センター3階)  
 〒646-0028  
 高雄一丁目23-1  
 ☎0739(26)4908  
 ☎0739(25)6029  
 □ [shougai@city.tanabe.lg.jp](mailto:shougai@city.tanabe.lg.jp)  
 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/sushin/index.html>